

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるいか釣り漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第14号に掲げるいか釣り漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、県外船に係る許可等については、別途定めるところによるものとする。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数とする。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 いか釣り漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 5トン以上20トン未満

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 千葉県海面

（6）漁業時期 周年

（7）漁業を営む者の資格 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。

（2）船橋の両側に別記第1号様式による標識を表示しなければならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

（1）当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

（2）当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

(3) 次のいずれかの場合

- ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
- イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

(4) (1)～(3) 以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1)～(4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 許可証又はその写し
- (9) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (10) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(11)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (11) 漁業協同組合の組合員にあつては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

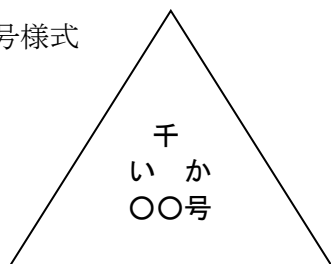
(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（2月末まで）に資源管理の状況等を別記第2号様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年11月13日から11月20日までの申請に係る許可等については、第6の(1)、(2)及び第11の(8)中、「当該漁業の許可等を受けた者」とあるのは「令和2年度に千葉海区漁業調整委員会指示によるいかつり漁業の操業の承認を受けた者」と、「その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合」とあるのは「いか釣り漁業の知事許可漁業化に伴い、当該漁業の申請をした場合」と、「この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合」とあるのは「いかつり漁業の操業の承認を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）する代わりに、当該漁業の申請をした場合」と、「許可証又はその写し」とあるのは「操業承認証の写し」と読み替えるものとする。

別記第1号様式



(注)

- 1 1辺の長さが35センチメートルの正三角形
- 2 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上とする。
- 3 文字、数字及び枠は黒色とし、その他の部分は白色とする。
- 4 〇〇号は、許可番号を記入する。

いか釣り漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあっては、その名称）

⑩

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸		トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況						
2 漁業生産の実績等						
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	水揚港		操業場所
				主	従	
1月	日	kg	円			
2月						
3月						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
計	日	kg	円			

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長 ⑩

（備考）

個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

いか釣り漁業の許可取扱要領（県外船）

令和2年11月13日制定

（趣旨）

第1 いか釣り漁業の許可方針（令和2年12月1日施行。以下「方針」という。）第1ただし書に規定する県外船のいか釣り漁業の許可等に関する取扱いについては、この要領の定めるところによる。

（新規の許可等に係る制限措置）

第2 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 いか釣り漁業
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 方針第2の考え方に基づき都度定める。
- （3）船舶の総トン数 5トン以上20トン未満
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 千葉県海面
- （6）漁業時期 周年
- （7）漁業を営む者の資格 神奈川県内又は青森県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が同県の区域にある者

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可等に当たっては、方針第5の規定のほか、次の条件を付けることがある。

- （1）南房総市千倉港東防波堤灯台（世界測地系 N34° 57' 27.5"、E139° 57' 52.0"）から真方位135度の線以北では操業してはならない。
- （2）定置網漁具から1キロメートルの範囲内で操業してはならない。

（許可等の申請）

第4 当該漁業の許可等を受けようとする者は、方針第11の規定に掲げる書類のほか、漁船原簿謄本を提出するものとする。

（その他）

第5 本要領に定めのない項目の取扱いについては方針に準ずる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

なまこ漁業の許可方針

令和2年11月13日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるなまこ漁業(千葉県漁業調整規則(令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。)第4条第1項第19号に掲げるなまこ漁業をいう。)の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可をすべき漁業者の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の数から(2)の数を差し引いた数に(3)の数を加えた数を操業区域ごとに定める。

(1) 一斉更新を迎える許可の数

(2) 廃業見込の数

(3) 新規希望の数(漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の数に限る。)

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の数について、新たな許可をするための追加的な公示をするものとする。

(新規の許可に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

(1) 漁業種類 なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数 第2の考え方に基づき都度定める。

(3) 操業区域 所属する漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた第1種共同漁業権の区域(なまこ漁業が漁業権の内容となっている場合を除く。)及びその外縁に接する海面(以下「地先海面」という。)。ただし、他組合の地先海面については当該漁業権者の同意があった場合及び共同漁業権漁場の存在しない海面については、操業区域に加えることができる。

(4) 漁業時期 周年

(5) 漁業を営む者の資格 操業区域に係る第1種共同漁業権の組合員行使権者

(許可の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可の条件)

第5 当該漁業の許可に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。
日没時から日出時までは、操業してはならない。

(新規の許可に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した漁業者の数を超える申請があった場合には、規則第11条第7項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

(1) 当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

(2) 当該漁業の許可を受けた者が、共同経営化若しくは法人化しようとする場合又は当該漁業の従事者が当該漁業の許可を受けた者に代わり、自立して当該漁業を営もうとする場合

(3) 次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合(前号の従事者の自立を除く。)

(4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1) ~ (4) 以外の場合

(許可についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とならない。

(許可の申請)

第11 当該漁業の許可を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(8)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (8) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (9) 他組合の地先海面で操業しようとする者にあっては、当該漁業権者の同意書

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（2月末まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年11月13日から11月20日までの申請に係る許可については、第6の(1)中「当該漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合」とあるのは「現になまこ漁業を営んでいる者（直近5年間の間になまこ漁業を営んだ実績を有する者を含む。）が、当該漁業の申請をした場合」と読み替えるものとする。

(別記様式)

なまこ漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称） ㊟

報告期間	許可番号	漁法	船名*	漁船登録番号*
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号		丸	

※船舶を使用した場合に限り記入

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況				
2 漁業生産の実績等				
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所
1月	日	kg	円	
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
計	日	kg	円	

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長 ㊟

(備考)

個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。